

# 工場立地法届出の手引き

平成 30 年 11 月

楯葉町 新産業創造室

# 目次

---

<b>1. 工場立地法の概要</b> .....	<b>1</b>
1.1 工場立地法とは .....	1
1.2 適用される準則 .....	1
1.3 届出の流れ.....	1
<b>2. 届出対象</b> .....	<b>2</b>
2.1 届出対象となる工場又は事業場（=特定工場） .....	2
2.2 届出が必要な場合.....	2
2.3 工場又は事業場とは.....	3
2.4 敷地面積とは.....	3
2.5 建築面積とは.....	4
<b>3. 生産施設</b> .....	<b>5</b>
3.1 生産施設の定義 .....	5
<b>4. 緑地</b> .....	<b>9</b>
4.1 緑地の定義.....	9
4.2 緑地面積率 .....	9
4.3 重複緑地等の取扱い.....	10
4.4 緑地面積の測定方法.....	10
4.5 緑化施設において守るべきこと .....	13
<b>5. 緑地以外の環境施設</b> .....	<b>14</b>
5.1 緑地以外の環境施設の定義.....	14

5.2 各環境施設の取扱い .....	15
5.3 環境施設(緑地を含む)の面積率 .....	17
5.4 「緑地以外の環境施設」の面積の測定方法 .....	17
5.4 「緑地以外の環境施設」の面積の測定方法 .....	18
<b>6. 立地法準則・面積の算出.....</b>	<b>19</b>
6.1 新設工場 .....	19
6.2 既存工場の特別措置.....	21
<b>7. 届出書類.....</b>	<b>30</b>
7.1 新設の場合 .....	30
7.2 変更の場合.....	31
7.3 その他の変更を行った場合.....	32

# 1. 工場立地法の概要

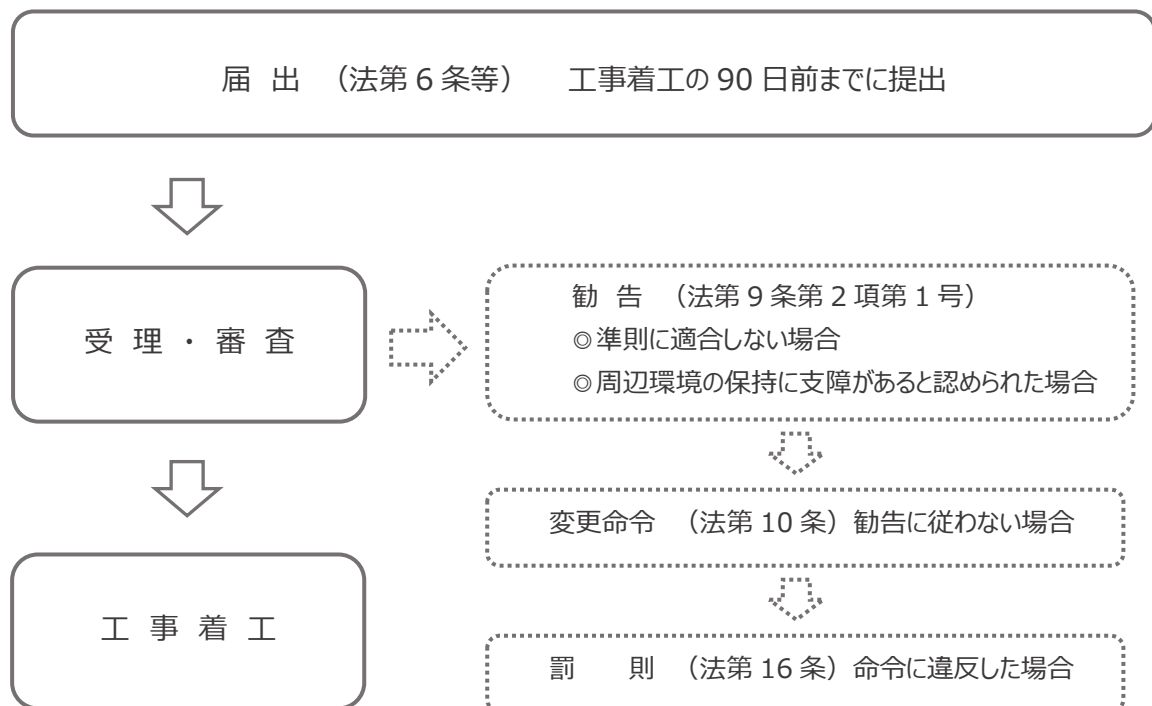
## 1.1 工場立地法とは

工場立地法（昭和34年法律第24号）においては、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われるよう定められたものです。この中で、最も事業者の方と関連があるのが、工場の敷地利用に関する「生産施設」「緑地」「環境施設」の面積率などの定めです。一定規模以上の工場を「特定工場」といい、その設置等に関しては、事前の届出が必要となります。

## 1.2 適用される準則

✚ 生産施設面積率（業種により異なる）	30～65%以内（詳細はP7参照）
✚ 緑地面積率	20%以上
✚ 環境施設（緑地を含む）の面積率	25%以上
✚ 敷地周辺部に設置する環境施設の面積率	15%以上

## 1.3 届出の流れ



## 2. 届出対象

### 2.1 届出対象となる工場又は事業場（＝特定工場）

特定工場の範囲については、工場立地法第6条及び工場立地法施行令第1条・第2条で次のとおり定められており、特定工場を新設又は変更しようとするときは、工場立地法による届出義務があります。

業 種	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 製造業(物品の加工修理業を含む)</li> <li>▪ 電気供給業(水力、地熱及び太陽光発電所を除く)</li> <li>▪ ガス供給業</li> <li>▪ 熱供給業に係る工場</li> </ul>
規 模	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上 又は 建築面積の合計 3,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>

### 2.2 届出が必要な場合

(詳細は P30～P33 参照)

法条文	届出の種類	
第6条第1項	新設	① 特定工場の新設（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより、特定工場となる場合を含む）
一部改正法 附則第3条第1項	変更	② 昭和49年6月28日に特定工場の設置をしている者又は新設工事中的者が昭和49年6月29日以後最初に行う変更
第7条第1項		③ 施行令第1条、第2条の改廃時にその改廃により新たに特定工場となる工場の設置をしている者又は新設工事中的者がその後最初に行う変更
第8条第1項		④ ①②③の届出をした者がその後行う変更
第12条第1項	その他	⑤ 氏名等の変更
第13条第3項		⑥ 譲受、借受、相続又は合併等による届出者の地位の承継
		⑦ 特定工場を廃止（移転）する場合

## 2.3 工場又は事業場とは

「工場又は事業場」とは、規則第2条（P5参照）による生産施設を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所をいいます。したがって、本社、営業所、変電所、石油油槽所等は生産施設を有しないので工場等とはしません。

《次のような事業場は製造業等に係る工場又は事業場に含まれません。》

- ・ 電気供給業に属する変電所、ガス供給業に属するガス供給所
- ・ 鉱業、建設業、倉庫業、運輸業等
- ・ 農林水産物の出荷のために選別、洗浄、包装等を行う事業場
- ・ 自動車整備場、機械器具修理場等、修理を専業とする事業場

## 2.4 敷地面積とは

工場等の用に供する土地の全面積を指し、工場敷地面積は、所有地、借地等のいかんを問わない

- ・ 工場等の用に供する土地には、社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれませんが、当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は敷地に含まれます。
- ・ 社宅、寮又は病院の用に供する土地の範囲に明確な仕切りがない場合には、社宅、寮又は病院の建築面積を0.6で除した面積を工場敷地面積から除外することとします。
- ・ 子会社、下請工場等に土地を貸している場合には、その部分は除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地となります。ただし、建築、土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は当該工場の一体の敷地に含まれます。

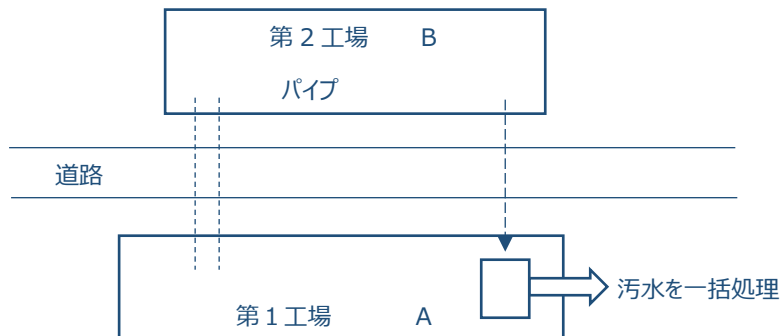
### 【一の団地】

「一の団地」とは、連続した一区画内の土地をいいます。

道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常はまとまった一つの敷地面積ではないが、その工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されているが生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしている場合は、まとまった一つの敷地面積とします。

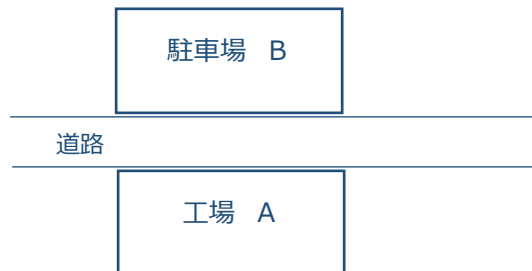
※例 1

第1工場と第2工場の間に道路を挟んでいるが、生産機能上密接なつながりがある場合は、A及びBをまとめた一つの敷地面積とします。



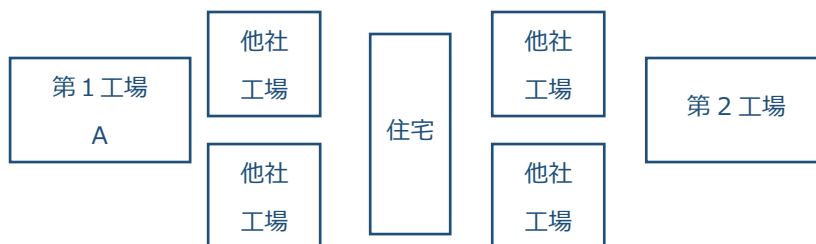
※例 2

道路を挟んで、従業員用の駐車場がある場合は、A及びBをまとめた一つの敷地面積とします。



※例 3

第1工場と第2工場との間に他社工場がある場合は一の団地とならず、第1工場の敷地はAとなります。



## 2.5 建築面積とは

工場等の建築面積とは、工場等の建築物（住宅、寮又は病院の建築物を除く。）の水平投影面積をいい、そのはかり方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定によります。

## 3. 生産施設

---

### 3.1 生産施設の定義

工場立地法施行規則第2条で以下のように定められています。

#### 第2条

法第4条第1項第1号の生産施設は、次の各号に掲げる施設（地下に設置されるものを除く。）とします。

- ① 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程（以下「製造工程等」という。）を形成する機械又は装置が設置される建築物
- ② 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であって周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）

### 生産施設の判別のポイント

#### 【原材料に係るもの】

- × 原材料に係るもの（最初の加工を行う工程より前のもの）は、生産施設ではありません。
- × 原材料、資材の倉庫、置き場若しくはタンク等専ら貯蔵の用に供する独立した施設は生産施設としません。
- × 倉庫又は置き場に付随した原材料の仕分け施設、納入品の検査所、原材料の抜取検査施設、計量施設は生産施設としません。

#### 【最終製品に係るもの】

- × 最終製品に係るもの（製品が出来上がった後の工程のもの）は、生産施設ではありません。
- 生産工程の一環として製品の包装・荷造（梱包）を継続して行う施設は生産施設とします。
- 製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室は生産施設とします。
- × 倉庫又は置き場に付随した最終の製品の抜取検査施設、計量施設は生産施設としません。
- × 倉庫、置き場に付随して最終の製品を出荷するための施設は生産施設としません。



#### 【製造工程等形成施設】

- × 製造工程等形成施設がない場合は、生産施設ではありません。
- × 事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるものは生産施設としません。
- × 製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室は生産施設としますが、独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室は生産施設としません。
- 試作品、開拓品等を製造、研究する施設は原則として生産施設から除外します。ただし、当該試作のための施設の規模、性能等からみて実稼働プラントに移行する可能性のあるもの、あるいは当該試作品等を販売する場合は生産施設とします。
- × 屋外ベルトコンベヤー、輸送用配管等の専ら輸送の用に供する施設は生産施設としません。
- 一時的な遊休施設は生産施設とします。また、廃止された施設であっても撤去されない限り原則として生産施設とします。

#### 【公害防止施設】

- × 自らの工場における排出物进行处理するための施設で、有用成分の回収や副産品の生産を行わないものは、公害防止施設とし生産施設とはしません。（有用成分の回収や副産品の生産を行う場合は、個別にお問い合わせください。）

#### 【受変電施設及び用水施設】

- × 受変電施設及び用水施設は、生産施設ではありません。受変電施設とは、変電所、開閉所、受変電施設をいい、用水施設とは工業用水の取水・貯水施設、冷却塔、排水施設等をいいます。
- × 排水処理施設からの排水を再度循環利用する場合であっても当該排水処理施設は生産施設としません。

#### 【用役施設】

- × 用役施設については、生産施設に附帯するものは生産施設、生産施設でないものに附帯するものは生産施設でないものとします。
- × 生産施設でない貯蔵タンクに付属した加熱装置は当該貯蔵タンクと一体の貯蔵施設とし、生産施設としません。
- 主に自家用の電気を発電するために設置される施設（水力、地熱、風力又は太陽光を原動力とするものを除く。）、ボイラー（純水製造設備を含む。）、コンプレッサー、酸素製造施設、熱交換器、整流器等は生産施設とします。
- × 製造工程等の用以外の用に専ら供されているもの、例えば、事務所用の空気調節施設（すなわち、ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等）又は出荷施設や用水施設の用に供されているコンプレッサー、ポンプ等は生産施設としません。
- 製造工程等の用に一部共用されるボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設は生産施設とします。
- 工場建屋のための空気調整施設は製造工程等の用に供するので生産施設とします。
- 生産機能の集中制御のための建築物は生産施設とします。

### 【半製品、中間製品】

- 半製品又は中間製品のタンクが、製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合には、生産施設とします。
- 半製品又は中間製品の倉庫が工場建屋の中に含まれる場合には当該工場建屋は生産施設とします。

### 3.2 生産施設の面積率

- 新設工場の場合  
生産施設の面積の敷地面積に対する割合は、準則により上記のとおり定められており、下記の準則別表第1により業種の区分に応じて定められた割合以下の割合とすることとなっています。（準則第1条）
- 兼業（複数業種）の場合  
兼業（複数業種）の場合は、生産施設面積が準則に適合するか否かを準則備考2の計算式により判断します。このため、兼業かどうかを明らかにする必要があります。（P20参照）
- 既存工場の特例措置  
既存工場等（昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等）については、準則別表第2の区分で緩和措置があります。（P23参照）

**準則別表第1**

業種の区分（日本標準産業分類に基づく）		敷地面積に対する生産施設の面積の割合（γ）
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30/100
第2種	伸鉄業	40/100
第3種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	45/100
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50/100
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55/100
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	60/100
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65/100

#### ※業種区分の考え方

原則として当該工場から出荷される最終製品の種類毎により客観的に行います。

### 3.3 生産施設の測定方法

- ・ 生産施設の面積は原則として投影法による**水平投影面積**を測定します。
- ・ 一階が倉庫で二階に生産施設があるような場合、その建築物は生産施設であり、当該建築物の全水平投影面積が生産施設面積となります。
- ・ 同一建築物内で、倉庫、事務所、食堂等があり、壁等で明確に仕切られている場合は（可動式の間仕切等は不可）、当該面積を除いた面積を生産施設面積とします。
- ・ 屋外にある生産施設の場合は、水平投影図の外周によって囲まれる面積とします。

## 4. 緑地

### 4.1 緑地の定義

工場立地法施行規則第 2 条第 2 号で以下のように定められています。

#### 第2条2号

工場立地法上の緑地とは、次の各号に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下、「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。（規則第3条）

- ① 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- ② 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

#### 【補足】

- 次に掲げるものは緑地とします。ただし、① ②については、地面や壁面等に固定されており容易に移設することができないものに限ります。
  - (1) 苗木床
  - (2) 花壇
  - (3) いわゆる雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの
- 次に掲げるものは緑地とはしません。
  - (1) 野菜畑
  - (2) 温室、ビニールハウス

### 4.2 緑地面積率

工場立地に関する準則第 2 条に基づき、緑地面積の敷地面積に対する割合（以下、「地面積率」という。）は **20/100 以上**の割合とします。

（注）既存工場等（昭和 49 年 6 月 28 日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等）については緩和措置があります。（P21 参照）

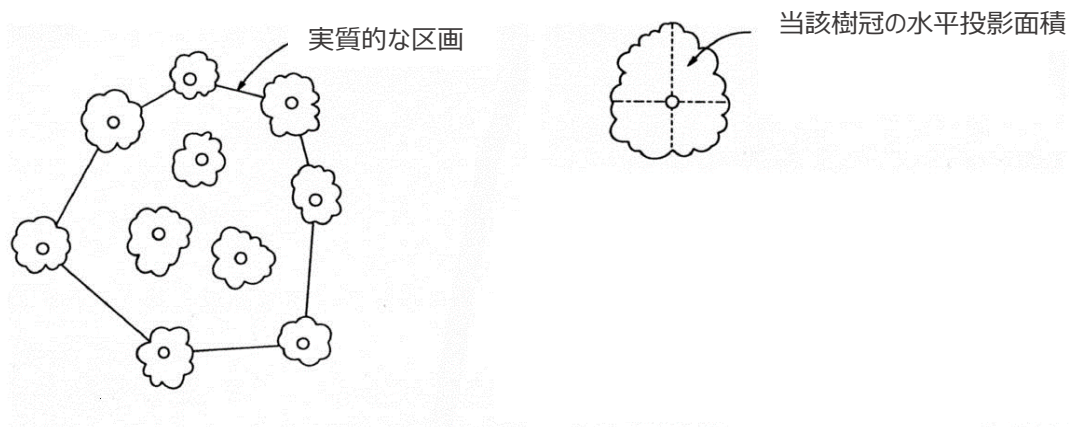
### 4.3 重複緑地等の取扱い

規則第4条に規定する「緑地以外の環境施設」以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができません。(準則第2条但し書き)

- 重複緑地等とは
  - 規則第4条に規定する「緑地以外の環境施設」(P14参照)以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設(太陽光発電施設)と重複する土地【例:下が駐車場の藤棚、駐車場の緑地】
  - 規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設【例:屋上の緑地、壁面の緑地】
- 重複緑地等の取り扱い
  - 敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができません。(準則第2条但し書き)
  - 100分の25の割合を超える重複緑地は、環境施設として取り扱います。(法第4条第1項1号、準則第2条但し書き参照)

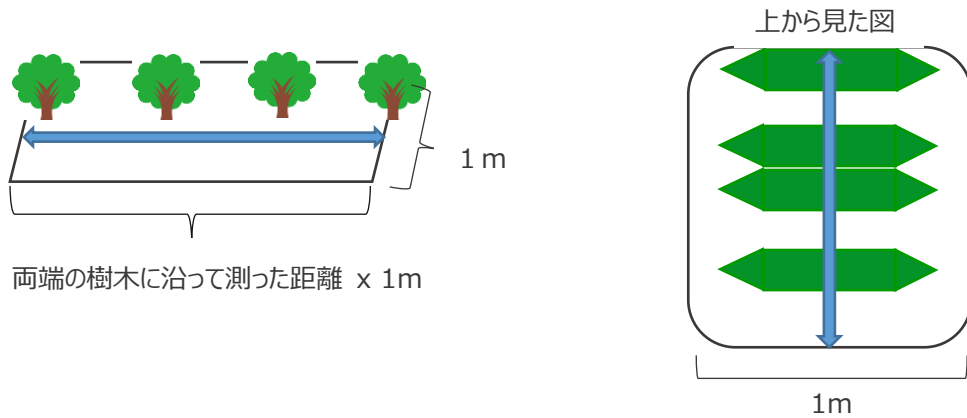
### 4.4 緑地面積の測定方法

- 樹林地の場合(規則第3条第1項第1号)
  - さく、置石、へい等により区画されているものについては、区画されている土地又は建築物屋上緑化施設の区画を緑地面積として測定します。(さく等の外周からの測定で可。)区画されていない場合は、次の方法により、実質的に区画されているものとして測定します。
- ① 樹木が点在する場合は、外側にある各樹木の幹を直線で結んで囲まれる面積を緑地として測定します。  
(例1) 区画されていない場合の緑地面積 (例2) 単独樹木緑地面積



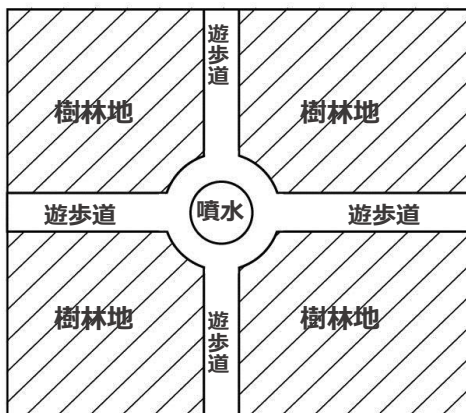
- ② 並木状の樹木の場合は、当該樹木の両端の樹木に沿って測った距離に1mを乗じた面積を緑地面積として測定します。

(例3)区画されていない場合で一列の並木上に植林されている場合の緑地面積



- 単独の樹木にの場合
  - 単独の樹木については、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定します。また、植栽が平均的でない等、面積として算定する範囲が明確でない場合も個々の樹木を単独の樹木として取り扱うものとする。
- 低木地、芝生等の場合（規則第3条第1項第2号）
  - 低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積については、当該表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積を緑地面積として測定する。
- 緑地以外の環境施設が樹林地で囲まれている場合
  - 緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地で囲まれており、かつ緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の2倍程度以上である場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて工場立地法施行規則第3条第1号の基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地として測定します。

(例1)



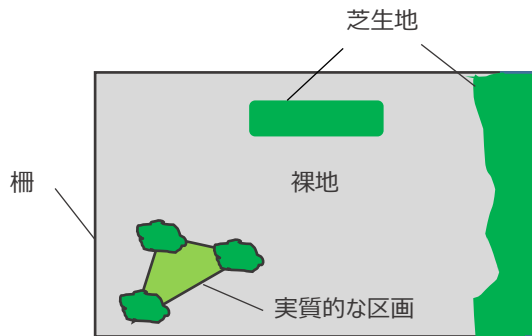
(例2)



○ 樹木と芝が混植している場合

- 芝生の中に樹木が生育している区画された土地又は建築物屋上等緑化施設については、緑地は当該区画された面積を測定するものとします。なお、区画された面積の2倍にはなりません。
- 区画されている樹木と芝の混合している緑地で、P 13緑地整備に際して守るべきこと『ア植栽の位置』のような場合については、植栽の状況に応じて測定します。

(例) 実質的な区画内及び個々の芝生地を緑地面積として算定する場合

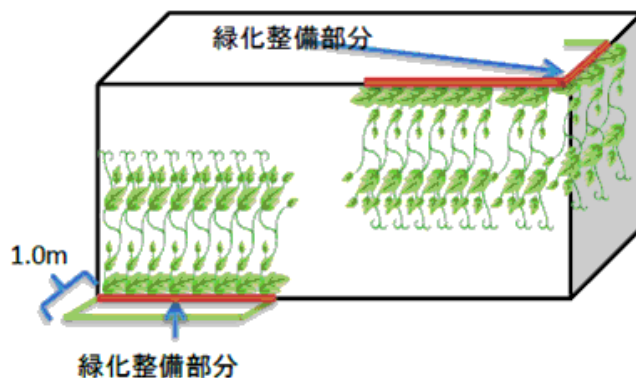


○ 法面（斜面）の緑地の場合

- 法面（斜面）を緑化した場合は、その法面の水平投影面積を測定します。

○ 壁面の緑地の場合

- 建築物その他の施設の直立している部分（直立壁面）を緑化する場合は、緑化しようとする部分の水平延長に1mを乗じた面積を緑地として測定します。ただし、傾斜した壁面に緑化をした場合は、緑化しようとする部分の水平投影面積とします。
- 建築物の壁面だけでなく、フェンス、石垣、よう壁、屋外プラントなどを緑化する場合も壁面の緑地とします。
- 壁面の緑地が、平面の緑地の中にある場合又は平面の緑地に接している場合は、壁面の緑地部分の面積は緑地としてカウントしません。

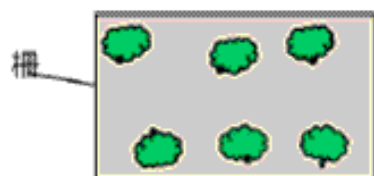


## 4.5 緑化施設において守るべきこと

### ○ 植栽の位置

- 区画全体について平均的に植栽されている必要があります。
- 平均的に植栽されていない場合は、裸地の部分を除いて、植栽が集中している場所を実質的に区画された緑地とします。

(例1) 平均的に植栽されている場合 → 全体を緑地として見る

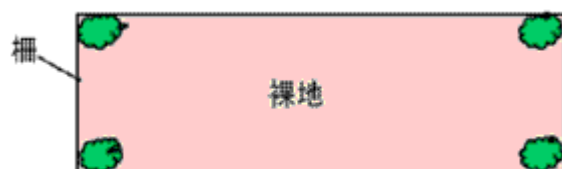


(例2) 平均的に植栽しない場合 → 『実質的な区画』部分を緑地として見る



(例3) 平均的に植栽しているが、適当な間隔で植栽されていない場合

→ 裸地を除き、残りの植栽部分を単独の樹木として扱う



### ○ 緑地の設置時期

- 緑地工事は、原則として、緑地の設置届出と同時に届出た生産施設の運転開始時期までに終了する必要があります。



## 5. 緑地以外の環境施設

### 5.1 緑地以外の環境施設の定義

緑地以外の環境施設は、次の各号に掲げる土地又は施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとします。

#### (立地法規則第4条)

1. 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）
  - イ) 噴水、水流、池その他の修景施設
  - ロ) 屋外運動場
  - ハ) 広場
  - ニ) 屋内運動施設
  - ホ) 教養文化施設
  - ヘ) 雨水浸透施設
  - ト) 太陽光発電施設
  - チ) イからトに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの
2. 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。）

「緑地以外の環境施設」は、次の2つの条件を満たしていることが必要です。

- ① 立地法規則第4条第1号イからチまで、及び第2号の土地又は施設であること
- ② 周辺の地域の生活環境の保持に寄与する

#### 【周辺地域の生活環境保持に寄与することの判断基準】

次の5つのうち、1つを満たすことが必要です。

- ※ オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること
- ※ 一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること
- ※ 災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進されること
- ※ 雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること
- ※ 立地法規則第4条に規定する太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること

- ※ 上記の他、周辺の地域が抱えている課題の解決、工場と周辺の地域との融和に資すると認められるような利用がなされている施設（生産工程に係るものを除く。）であること。  
例えば、地域住民の集会場として適した施設が整備されていない地域において、工場内のもっぱら従業員の利用に供するクラブハウスを無償でいつでも集会場として供用する場合等が考えられます。

## 5.2 各環境施設の取扱い

下記の環境施設のうち、2以上の環境施設が互いに重複する場合は、当該重複部分については、そのいずれかの環境施設とし、他の環境施設とはしません。

### イ) 修景施設 《立地法規則第4条第1号イ》

- 噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等の施設をいいます。
- 雨水等の流出水を一時的に貯留するための調整池は、美観等の面で公園的な形態を整えているものであれば、修景施設とみなし環境施設とします。

### ロ) 屋外運動場 《立地法規則第4条第1号ロ》

- 野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等で屋外にあるもの（これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）をいいます。

### ハ) 広場 《立地法規則第4条第1号ハ》

- 単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボールやバレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいいます。

### 二) 屋内運動施設 《立地法規則第4条第1号二》

- 体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（これらに付属する観覧席、更衣室、シャワーその他の工作物を含む。）をいいます。
- 屋内運動施設を環境施設として届出を行おうとする場合は、周辺の地域の生活環境の改善に寄与することを具体的に説明した書類等により確認することが必要です。なおこの確認のため、次の書類の提出が必要です。
  - ✚ 施設の概要、利用方法、利用可能日時等を規定した当該施設の利用規程
  - ✚ これを広く一般に周知する方法を記載した書類
- 屋内運動施設が、生産施設、事務所、倉庫、食堂等環境施設以外の施設と重複する場合は、環境施設としません（1階が生産施設で2階に体育館がある建築物等）。ただし、一棟の建築物であっても壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされる場合は環境施設とすることができます。

ホ) 教養文化施設 «立地法規則第4条第1号ホ»

- 教養文化施設とは、企業博物館（名称の如何にかかわらず、製造業等に関する歴史的、文化的に価値のある資料を豊富に収集し、保管し、及び展示している施設をいいます。） 、美術館、ホール（音楽又は演劇等に利用する施設で音響設備、観覧席等が整備されているものをいう。）等であって、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものをいいます。したがって、主に販売を目的に自社製品を展示している施設、単に絵画を展示している通路等は、教養文化施設としません。
- 教養文化施設を環境施設として届出を行おうとする場合は、周辺の地域の生活環境の改善に寄与することを具体的に説明した書類等により確認することが必要です。なお、この確認のため、次の書類の提出が必要です。なお、この確認のため、次の書類の提出が必要です。
  - ✚ 施設の概要、利用方法、利用可能日時等を規定した当該施設の利用規程
  - ✚ これを広く一般に周知する方法を記載した書類
- 教養文化施設が、生産施設、事務所、倉庫、食堂等環境施設以外の施設と重複する場合は、環境施設としません（1階が生産施設で2階に企業博物館がある建築物等）。ただし、一棟の建築物であっても壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされる場合は、環境施設とすることができます。

ヘ) 雨水浸透施設 «立地法規則第4条第1号ヘ»

- 雨水浸透施設とは、以下のようなものをいいます。
    - ✚ 浸透管（浸透トレンチ）
    - ✚ 浸透ます（雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く。）
    - ✚ 浸透側溝
    - ✚ 透水性舗装が施された土地 等
- これらのうち、環境施設となるものは、雨水を集めて地下に浸透させ、雨水の流出を抑制することにより、地下水源の涵養、浸水被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資することが目的とされ、かつ、設置される地域の特性（設置場所の地形、地質、土地利用等の諸条件を含む。）から見てその効果が十分に見込まれるものをいいます。
- 雨水浸透施設を環境施設として届出を行おうとする場合は、雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること等といった、周辺の地域の生活環境の改善に寄与することを具体的に説明した書類等により確認することが必要です。この確認のため、次の書類の提出が必要です。
    - ✚ 雨水浸透施設の種類や浸透能力、維持管理方法を記載した書類
    - ✚ 周辺地域の状況から見て、雨水流出を抑制する必要性があることを記載した書類
  - 雨水浸透施設が、生産工程に関係する施設と重複する場合は、環境施設としません（原材料の搬入、製品の搬出等の車両のための駐車場や構内道路等に施された透水性舗装等）。ただし、駐車場から屋内運動場や教養文化施設といった施設への誘導路が整備されているなどにより実質的に生産工程との関係がないとみなされる場合は環境施設とします。

ト) 太陽光発電施設 «立地法規則第4条第1号ト、同条第2号»

- 太陽光発電施設のうち、建築物等施設の屋上その他の屋外に設置される（建築物等施設の屋上又は壁面に設置される）ものについては、緑地又は他の緑地以外の環境施設（立地法規則第4条第1号イ～チ）に規定する土地と重複するものを除きます。«立地法規則第4条第2号»

- 太陽光発電施設とは、太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置をいいます。
- 太陽光発電施設と生産施設が重複する場合は、当該重複部分は環境施設とします。ただし当該重複部分は、生産施設としても取り扱います。
- 太陽光発電施設を緑地以外の環境施設として届出を行おうとする場合は、その確認のため次の書類の提出が必要です。
  - ✚ 太陽光発電施設の種類、発電能力、設置場所を記載した書類
  - ✚ 発電した電力の用途を記載した書類

チ) 周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの「立地法規則第4条第1号チ」

### 5.3 環境施設(緑地を含む)の面積率

工場立地に関する準則第3条に基づき、環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下、「環境面積率」という。）は、**25/100以上**の割合とします。

(注) 既存工場等（昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等）については緩和措置があります。（P21 参照）

### 5.4 「緑地以外の環境施設」の面積の測定方法

ア) 修景施設、屋外運動場、広場

柵、置石、へい等で区画された土地の面積を環境施設面積として測定します。

イ) 屋内運動施設、教養文化施設、太陽光発電施設

投影法による当該建築物の水平投影面積を環境施設面積として測定します。

ウ) 雨水浸透施設

原則として柵、置石、へい等で区画された土地の面積を環境施設面積として測定しますが、地中に埋設されるものについては、当該施設が地表に出ている面積を環境施設面積として測定します。

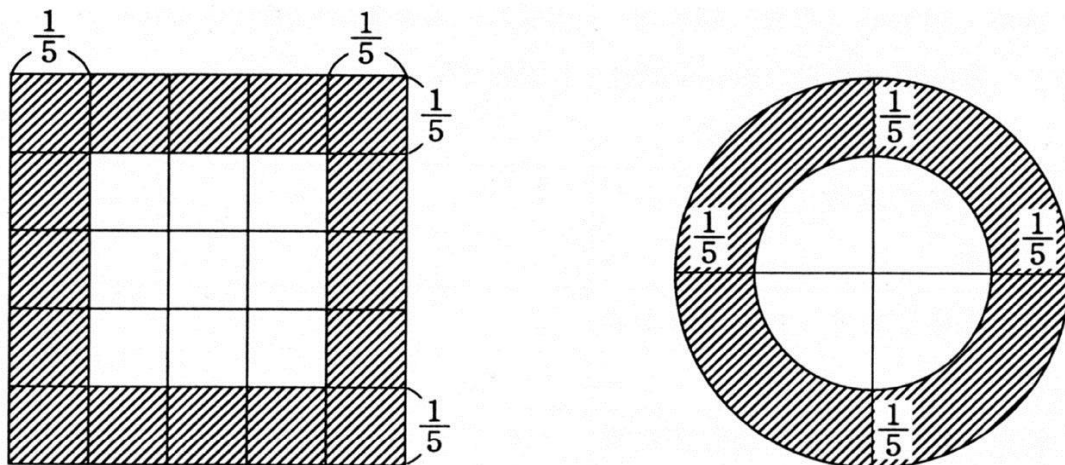
## 5.4 「緑地以外の環境施設」の面積の測定方法

工場立地に関する準則第4条に基づき、環境施設の敷地面積に対する割合が **15/100 以上** になるものを敷地の周辺部に配置する必要があります。

(注) 昭和49年6月29日以後に既存工場等において生産施設の面積の変更が行われる場合における環境施設の配置は、当該既存工場等の周辺地域の土地の利用状況等を勘案して、可能な限り当該地域の生活環境の保持に寄与するように行うものとします。《立地法準則備考5》

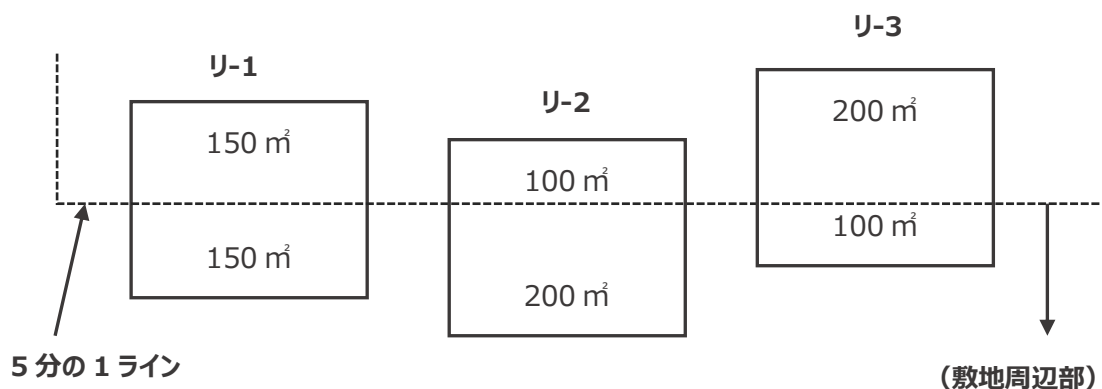
### (1) 敷地周辺部とは

準則第4条の敷地の周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の  $1/5$  程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線（以下、「5分の1ライン」といいます。）と境界線との間に形成される部分をいいます。



### (2) 5分の1ラインの記載方法

様式別紙6「生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図」に、敷地周辺部を示す5分の1ラインを記載してください。



## 6. 立地法準則・面積の算出

---

### 6.1 新設工場

#### (1) 単一業種の場合

##### ①生産施設

$$P \leq \gamma S$$

$\gamma$  は生産施設の敷地面積に対する割合であり、業種により0.3～0.65に分かれている。(P7参照)

##### ②緑地

$$G \geq 0.2S$$

緑地は業種にかかわらず、敷地面積の20%設置しなければならない。

##### ③環境施設

$$E \geq 0.25S$$

環境施設（緑地及び緑地以外の環境施設）は、敷地面積の25%以上設置しなければならない。

これらの式において、P、S、 $\gamma$ 、G、及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 当該届出によって設置する生産施設の面積

S 敷地面積

$\gamma$  生産施設面積の敷地面積に対する割合（業種により30～65%・P7参照）

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積



## (2) 複数業種(兼業)の場合

工場等が別表第1（P7参照）の上欄に掲げる2つ以上の業種に属するときは、立地法準則第1条の規定に適合する生産施設の面積の算定は、次の式によって行うものとします。【立地法準則備考2】

### ①生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

### ②緑地

$$G \geq 0.2S$$

緑地は業種にかかわらず、敷地面積の20%設置しなければならない。

### ③環境施設

$$E \geq 0.25S$$

環境施設（緑地及び緑地以外の環境施設）は、敷地面積の25%以上設置しなければならない。

この式において、 $n$ 、 $P_i$ 、 $\gamma_i$ 、 $S$ 、 $G$ 、及び $E$  は次の数値にする。

$n$  工場が属する業種の数

$P_i$   $i$  業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計  
(設置については+、撤去については-として計算)

$\gamma_i$   $i$  業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合（P7参照）

$S$  当該工場等の敷地面積

$G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積

$E$  当該変更に伴い設置する環境施設的面積

## 6.2 既存工場の特別措置

平成49年6月28日時点で設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「既存工場等」という。）は、昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われる場合、立地法準則第1条の規定に適合する生産施設の面積、第2条の規定に適合する緑地の面積及び第3条の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとします。

### (1) 単一業種の場合

#### 生産施設

$$P \leq \gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma\alpha} \right) - P_1$$

ただし、 $\gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma\alpha} \right) - P_1 \leq 0$  のときは  $P = 0$  とする。

これらの式において、 $P$ 、 $S$ 、 $\gamma$ 、 $\alpha$ 、 $P_0$  及び  $P_1$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$P$  当該届出によって設置する生産施設の面積（撤去分は含まない。）

$S$  敷地面積（変更があった場合は変更後の面積とする。）

$\gamma$  生産施設面積の敷地面積に対する割合（P7 参照）

$\alpha$  既存生産施設用敷地計算係数（P23 参照）

$P_0$  昭和49年6月28日に設置されている生産施設の面積及び設置のための工事が行われている生産施設の面積

$P_1$  昭和49年6月29日から前回までの生産施設の増設及び撤去の累計（設置については+、撤去については-として計算する。ただし、当該届出で生産施設の撤去を行うときはその分も含める。）

#### ❖ 「 $\gamma\alpha$ 」の意味

「業種別の生産施設面積率」( $\gamma$ )に「緩和係数」( $\alpha$ )を掛けたものです。たとえば、生産施設面積率65%で係数1.3 ならば、生産施設面積率が84.5%に緩和されるということです。

#### ❖ $\frac{P_0}{\gamma\alpha}$ の意味

「法規制前にあった生産施設面積」( $P_0$ )を、「緩和された生産施設面積率」( $\gamma\alpha$ )で割ることにより、 $P_0$ が使用しているとみなされる敷地面積を算出しています。



❖  $S - \frac{P_0}{\gamma\alpha}$  の意味

法規制が始まる時点で、まだ生産施設のために割り当てていない敷地面積を示しています。

❖  $\gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma\alpha} \right)$  の意味

「法規制が始まる時点で、まだ生産施設のために割り当てていない敷地面積」に生産施設面積率を掛けることで、「法規制が始まる時点で新たに設置が認められる生産施設面積」を示しています。

❖  $P_1$  の意味

「現在の生産施設面積」から「法規制前にあった生産施設面積」( $P_0$ )と「今回撤去する生産施設面積」をマイナスして、生産施設して、「法規制後に増減があった生産施設面積」を示しています。

❖  $\gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma\alpha} \right) - P_1$  の意味

「法規制が始まる時点で、新たに設置が認められる生産施設面積」から「法規制後に増減があった生産施設面積」をマイナスして、今現在造ることが認められる生産施設面積を示しています。

準則別表第2（業種区分別の既存生産施設用敷地計算係数）

業種の区分	既存生産施設用敷地計算係数( $\alpha$ )
他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1.2
化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・付随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ250m以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1.3
有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び舶用機関製造業	1.4
ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業	1.5

「既存生産施設用敷地計算係数」は、「敷地面積に対する生産施設の面積の割合」と同じく、国が定める「工場立地に関する準則」により決められています。

## 緑地

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S}\right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.2S - G_1 > 0$  のときは

$G \geq 0.2 - G_1$  とし、 $0.2 - G_1 \leq 0$  のときは  $G \geq 0$  とする。

G 当該届出によって設置する緑地の増加面積（純増分）

P 当該届出によって設置する生産施設の面積（撤去分は含まない。）

$\gamma$  生産施設面積の敷地面積に対する割合（P7参照）

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積（ただし、当該届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

S 敷地面積（変更があった場合は変更後の面積とする。）

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計（ただし、当該届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

### ❖ $\frac{P}{\gamma}$ の意味

「新たに設置する生産施設面積」（P）を「生産施設面積率」（ $\gamma$ ）で割ることにより、「新たに設置する生産施設が使用するとみなされる敷地面積」を算出しています。

### ❖ $G_0$ の意味

「法規制前に設置されていた緑地」と「法規制後に法が求める以上に設置した緑地」の合計（法の規制以上に設置している緑地面積）です。なお、今回撤去する緑地がある場合はその面積をマイナスします。

### ❖ $\frac{G_0}{S}$ の意味

「法の規制以上に設置している緑地面積」の敷地面積に対する割合を示しています。

❖  $0.2 - \frac{G_0}{S}$  の意味

法が求める以上に設置している緑地面積があるので、その率を新設工場の緑地面積率である20%からマイナスして、今回設置を義務付ける緑地面積率を算出しています。

❖  $\frac{P}{\gamma} (0.2 - \frac{G_0}{S})$  の意味

「新たに設置する生産施設が使用しているとみなされる敷地面積」に「今回設置を義務付ける緑地面積率」を掛けて、「新たに設置する生産施設面積に応じて設置を義務付ける緑地面積」を算出しています。

❖  $0.2S - G_1 > 0$  の意味

前回の届出までに設置されている緑地( $G_1$ )が20%以下であることを示しています。

❖  $\frac{P}{\gamma} (0.2 - \frac{G_0}{S}) > 0.2S - G_1$  の意味

式を変形すると  $\frac{P}{\gamma} (0.2 - \frac{G_0}{S}) + G_1 > 0.2S$  となります。したがって、「新たに設置する生産施設面積に応じて設置を義務付ける緑地面積」と「前回の届出までに設置している緑地」を合計した緑地面積が、敷地面積の20%を超えることを示しています。

❖  $G \geq 0.2S - G_1$  の意味

式を変形すると  $G + G_1 \geq 0.2S$  となります。したがって、「今回設置する緑地」と「前回の届出までに設置している緑地」を合計した緑地面積が20%以上であれば、それ以上に緑地を造る必要はないことを示しています。

❖  $0.2S - G_1 > 0$  のときは  $G \geq 0$  の意味

前回の届出までに設置されている緑地が20%以上なので、今回は緑地を造る義務がないことを示しています。

## 環境施設

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$  のときは

$E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$  のときは  $E \geq 0$  とする。

これらの式において、 $E$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $E_0$ 、 $S$ 及び  $E_1$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E$  当該届出によって設置する環境施設の増加面積（純増分）

$P$  当該届出によって設置する生産施設の面積（撤去分は含まない。）

$\gamma$  生産施設面積の敷地面積に対する割合（P7参照）

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るもの）を含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積（ただし、当該届出において、環境施設の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

$S$  敷地面積（変更があった場合は変更後の面積とする。）

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計（ただし、当該届出において、環境施設の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

## (2) 複数業種(兼業)の場合

### 生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

この式において、 $n$ 、 $P_i$ 、 $\gamma_i$ 、 $\alpha_i$ 、 $S$ 、 $m$  及び  $P_{0i}$  は次の数値にする。

$n$  工場が属する業種の数

$P_i$   $i$  業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計  
(設置については+、撤去については-として計算)

$\gamma_i$   $i$  業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合 (P7参照)

$S$  当該工場等の敷地面積

$m$  昭和49年6月28日における当該既存工場等が属する業種 (その日に設置するための工事が行われている生産施設が属する業種を含む。) の個数

$P_{0i}$  昭和49年6月28日に設置されている  $i$  業種に属する生産施設の面積又は設置のために工事が行われている  $i$  業種に属する生産施設の面積の合計

$\alpha_i$   $i$  業種についての既存生産施設用敷地計算係数 (P23参照)

右辺  $S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$  は昭和年6月28日現在の増設可能敷地面積を表している。

左辺  $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i}$  は昭和49年6月29日以後設置された生産施設が使用しているとみなされる敷地の面積である。

これを比較し、後者が前者と同じかそれより小さければ適合している。

## 緑地

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S}\right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.2S - G_1 > 0$  のときは  $G \geq 0.2S - G_1$  とし、 $0.2S - G_1$  とし、

$0.2S - G_1 \leq 0$  のときは  $G \geq 0$  とする。

これらの式において、 $G$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $G_0$ 、 $S$  及び  $G_1$  は次の数値とする。

$G$  当該届出によって設置する緑地の増加面積（純増分）

$n$  工場が属する業種の数

$P_j$  当該変更に係る  $j$  業種に属する生産施設の面積（増設分のみ）

$\gamma_j$   $j$  業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合（P7 参照）

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積（ただし、当該届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

$S$  敷地面積（変更があった場合は変更後の面積とする。）

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計（ただし、当該届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

## 環境施設

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$  のときは、 $E \geq 0.25S - E_1$  とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$  のときは

$E \geq 0$  とする。

これらの式において、 $E$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $E_0$ 、 $S$  及び  $E_1$  は次の数値とする。

$E$  当該届出によって設置する環境施設の増加面積（純増分）

$n$  工場が属する業種の数

$P_j$  当該変更に係る  $j$  業種に属する生産施設の面積（増設分のみ）

$\gamma_j$   $j$  業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合（P7 参照）

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月2日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

$S$  敷地面積（変更があった場合は変更後の面積とする。）

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計



## 7. 届出書類

### 7.1 新設の場合

特定工場であれば、例外なく届出が必要です。（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む）

工場立地法第6条1項

様式	届出書類の名称	備 考
第1	特定工場新設届出書（一般用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人による届出の場合は委任状を添付</li> <li>立地法第11条第1項の期間短縮を申請する場合は様式Bを提出</li> </ul>
B	特定工場新設届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）	
別紙1	特定工場における生産施設の面積	
別紙2	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>檜葉南工業団地に立地する工場のみ記載</li> </ul>
別紙3	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例工場集合地に立地する工場のみ記載</li> </ul>
別紙4	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出社が負担する費用	
例第1	事業概要説明書	
例第2	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	
例第3	特例工場用地利用状況説明書	
例第4	特定工場の新設等のための工事の日程	
添付1	特定工場の位置を示す図面 1/25,000 か 1/50,000	
添付2	生産工程を示す図面（フローチャート）	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料に最初の加工を行う工程から出火段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程を記したフローチャート（様式任意）</li> </ul>

## 7.2 変更の場合

「変更」とは次のような場合をいいます。

- ❖ 特定工場における製品を変更するとき（日本要準産業分類における小分類に変更がある場合）
- ❖ 敷地面積が増加又は減少するとき
- ❖ 生産施設の増設、スクラップ&ビルド等に伴う変更を行うとき
- ❖ 緑地、環境施設の面積が減少するとき

工場立地法第7条第1項、8条第1項及び一部改正法附則第3条第1項

様式	届出書類の名称	備 考
第1	特定工場変更届出書（一般用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 立地法第11条第1項の期間短縮を申請する場合は様式第1に代えて様式Bを提出</li> </ul>
B	特定工場変更届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）	
別紙1	特定工場における生産施設の面積	
別紙2	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 檜葉南工業団地に立地する工場のみ記載</li> </ul>
別紙3	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 特例工場集合地に立地する工場のみ記載</li> </ul>
別紙4	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出社が負担する費用	
例第1	事業概要説明書	
例第2	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	
例第3	特例工場用地利用状況説明書	
例第4	特定工場の新設等のための工事の日程	
添付1	特定工場の位置を示す図面 1/25,000 か 1/50,000	
添付2	生産工程を示す図面（フローチャート）	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 主要製品の変更、製造工程の変更等がある場合に添付（様式任意）</li> </ul>
添付3	準則計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 既存工場の生産施設の増加を伴う変更の場合に添付（様式任意）</li> </ul>
添付4	変更理由書	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 変更内容を簡潔に記載（様式任意）</li> </ul>

### 7.3 その他の変更を行った場合

「その他の変更」とは次のような場合をいいます。

(1) 届出者の名称(商号)、本社所在地の変更が行われた場合

工場立地法第 12 条第 1 項

様式	届出書類の名称	備 考
第12	氏名(名称・住所)変更届出書	該当する場合は提出

(2) 届出済特定工場を譲り受け又は借り受けたとき及び届出者の地位に相続または合併があった場合

工場立地法第 13 条第 3 項

様式	届出書類の名称	備 考
第13	特定工場承継届出書	該当する場合は提出

(3) 特定工場を廃止する場合

工場立地法運用例規集 2-1-1-17

様式	届出書類の名称	備 考
第14	特定工場廃止届出書	該当する場合は提出